

埋蔵文化財包蔵地での土木工事等の取扱いについて

埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行う場合には、文化財保護法の規定により、事前に愛知県へ届出・通知することが義務付けられています。

1. 埋蔵文化財の所在の有無の照会

大府市内で土木工事等を行う場合、その予定地内に埋蔵文化財が所在するかどうか、あらかじめ**遺跡分布図**等で確認することが望ましいので、事前に大府市歴史民俗資料館に問い合わせてください。

埋蔵文化財は土中などに埋もれているため、その広がりや残存状況を把握しにくいことや、未知のものが存在する可能性もあることから、地図上のみで埋蔵文化財の有無を判断することが困難なこともあります。

このような場合には、大府市歴史民俗資料館に文書で**埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについての照会**を行ってください。

文化財保護法では、周知の埋蔵文化財包蔵地において、土木工事等を行うとする場合、民間の事業者は工事着手60日前までに、愛知県知事あてに届出を（法第93条）、また国の機関等は計画策定の段階でその旨を通知する（法第94条）ことになっています。

しかし現実には、発掘調査が必要な場合の調査者の決定や、調査日程と工程の調整などを短期間に行うことが困難であったり、また工事中に新たな埋蔵文化財が発見された場合、直ちに工事を中止し、愛知県に届出・通知する必要があることから（法第96条）、事業計画に影響をあたえることも予想されます。

このような不測の事態を防ぎ、遺跡の保存と開発事業との調整を円滑に進めるため、文化財保護法の規定による諸手続をとる以前に、埋蔵文化財の有無の確認と所在した場合の取扱いについて十分な話し合いを行う期間が必要です。

したがって、有無の照会は出来る限り早い段階（計画変更の可能な時期）に行われることが望まれます。ただし、現地踏査ができることが前提となりますので、事業者は、土地所有者または占有者と異なる場合はあらかじめその旨了解を得るようにしてください。

2. 現地踏査

照会が出されますと、大府市歴史民俗資料館は現地踏査を行います。ただし、埋蔵文化財の範囲や残存状況などが地表からの観察だけでは分からないこともあり、必要な場合は確認調査を行うことがあります。この場合、建物の撤去、樹木の伐採・除草等の協力を求めます。（費用は原因者負担）

3. 回答

現地踏査等の結果、次のような回答が出されます。

(1) 埋蔵文化財は確認されません。

埋蔵文化財が確認されない場合、事業者は計画どおり工事に着手して差し支えありません。ただし包蔵地内にあるので「5土木工事等のための発掘の届出通知」にある届出書を提出してください。通知は「慎重工事」指示の予定になります。

また、工事中新たに埋蔵文化財を発見した場合は、直ちに工事を中止し、愛知県に**遺跡発見の届出・通知**（法第96条）を行わなければならないので、まず大府市歴史民俗資料館に連絡してください。

(2) 埋蔵文化財が所在します。

埋蔵文化財の所在が確認された場合は、事業者と県・大府市歴史民俗資料館との間で事業計画・施工方法・工程などを考慮し、埋蔵文化財の取扱いについて具体的な協議を行うことが必要となります。

4. 協議

事業者は事業計画・工法・工程等を、大府市歴史民俗資料館は埋蔵文化財の所在場所・現状・重要性等についてそれぞれ説明したうえで、埋蔵文化財の具体的な取扱いについて話し合います。

事業地内に埋蔵文化財の存在が認められる場合には、緑地地域または公園等に取り込み、あるいは計画区域から除外するなど、計画変更によって現状のまま保存することが望まれます。しかし事業計画の変更が不可能で、計画区域から除外できない場合は、埋蔵文化財の状況、工事内容に応じその取扱いを決定します。

発掘調査が必要な場合は、調査体制・費用原因者全額負担・調査日程の調整もこの協議段階で行います。

5. 土木工事等のための発掘の届出・通知

埋蔵文化財包蔵地の可能性が高い所で土木工事等を行うにあたっては、事業者は愛知県に事前に発掘の届出または通知を行わなければなりません。

前述のように、民間の事業者の場合は工事着手の60日前までに届出を（法第93条）、国の機関等は計画策定の段階で通知する（法第94条）ことになっています。

なお、届出文書は正本1部・副本1部の合計2部を大府市歴史民俗資料館を通して提出してください。

6. 指示事項

土木工事等のための発掘の届出・通知に対し、前述の「4協議」の結果を踏まえ、埋蔵文化財の取扱いの指示が文書で愛知県から出されます。工事による破壊が埋蔵文化財に及ぶ場合、あるいは恒久的な建築物や道路などをその上に設置する場合は**発掘調査**、工事による埋蔵文化財への影響が軽微な場合は**工事立会・慎重工事**、工事区域内であっても、埋蔵文化財を緑地等に取り込み、現状保存が可能である場合は**現状保存**が指示されます。

各々の指示内容は次のとおりです。

(1) 発掘調査

工事実施前に発掘調査を行ってください。

(2) 工事立会

工事期間中に大府市歴史民俗資料館の埋蔵文化財専門職員が立会いますので、現場での職員の指示には厳密に従ってください。

(3) 慎重工事

埋蔵文化財に影響を及ぼすことがないように、慎重に工事を実施してください。

(4) 現状保存

埋蔵文化財を工事区域の中で保存することですので、工事の実施にあたって埋蔵文化財に影響を及ぼさないよう、慎重に行ってください。

7. 発掘調査の実施

発掘調査は、事業者から愛知県または大府市あるいは民間の調査組織などに委託して行われることが一般的です。

その費用は事業者（原因者）が負担することとなっています。

発掘調査の実施後は工事に着手して差し支えありませんが、調査の結果、極めて重要な埋蔵文化財が検出された場合には、その取扱いについて再度協議をお願いすることがあります。

